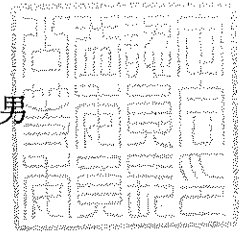


府益第1485号
平成24年1月6日

内閣総理大臣
野田 佳彦 殿

公益認定等委員会
委員長 池田 守男



答申書

平成23年12月22日付け府益担第7877号をもって公益認定等委員会に諮問があった件につき、下記のとおり答申します。

記

上記諮問に係る別紙記載の法人については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第100条に規定する認定の基準に適合すると認めるのが相当である。

1. 法人コード：A004198
2. 法人の名称：社団法人日本複写権センター
3. 認定を受けた後の法人の名称：公益社団法人日本複製権センター
4. 代表者の氏名：半田 正夫
5. 主たる事務所の所在場所：東京都港区北青山三丁目3番7号第一青山ビル内
6. 公益目的事業
 - (1) 著作権者等から管理委託を受けた著作物の複製利用許諾、許諾使用料の徴収・分配、著作物の公正利用への啓発活動、著作権に関する相談への助言等に関する事業
7. 収益事業等
該当なし
8. 旧主務官庁の名称：文部科学省